

## 1 業務環境

### (1) 茨城県の景気動向

日本銀行水戸事務所発表（令和3年3月5日）の茨城県金融経済概況によると、県内景気は、公共投資や設備投資が堅調であり、輸出は海外経済の持ち直しを背景に持ち直しつつあるが、国内需要の面では、個人消費は全体として持ち直しつつあるものの、感染症の再拡大の影響から、足もとでは一服感がうかがわれています。

### (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

財務省水戸財務事務所発表（令和3年3月12日）の令和3年1～3月期の県内法人企業景気予測調査によると、県内の中小企業の景況判断指数BSI（※）は、前期（令和2年10～12月）に比べ16.9ポイント悪化のマイナス29.7とマイナス幅が大幅に拡大しています。

当面は、感染症の再拡大の影響から、サービス消費を中心に下押し圧力の強い状態が続くとみられますが、先行きは、感染症への警戒感が続くものの、緩やかに改善していくとみられます。ただし、こうした見通しは、感染症の帰趨などにより変わり得るため、不透明感がきわめて強いものです。また、経営者の高齢化に伴う事業承継などの課題にも直面しており、中小企業者の経営環境は、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

（※）「景況判断指数BSI」：四半期毎の法人企業景気予測調査における景気などの判断調査項目で、“上昇”と回答した企業の構成比から“下降”と回答した企業の構成比を差し引いて算出される指数。

## 2 業務運営方針

当協会は、ICT（情報通信技術）を活用した業務の効率化などの経営資源の充実や、コンプライアンスおよび危機管理の態勢強化により信頼性の高い組織体制の構築に努めるとともに、国や地方公共団体の施策に呼応し、関係機関と連携しな

がら、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）に寄り添った保証と経営支援を一層強化していきます。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなど、厳しい経営環境にある中小企業者に対しては、保証から経営支援まで幅広い支援を積極的に実施することによって、事業の継続と発展を支え、延いては地域経済の回復に貢献していきます。

さらに、令和2年4月に宣言した「信用保証業務を通じたSDGs（持続可能な開発目標）」の推進についても、引き続き取り組んでいくこととします。

以上のことから、以下のとおり重点課題に取り組んでまいります。

#### （1）政策的保証制度と地方公共団体融資制度の推進

- ① 中小企業金融のセーフティネットとしての役割を果たすため、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により著しい信用収縮が生じた際には、災害関連保証や危機関連保証等を活用することにより中小企業者の資金調達を積極的に支援します。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者など、経営環境の悪化等により資金繰りに支障を来している先に対しては、茨城県パワーアップ融資や経営安定関連保証、約定返済の負担軽減に繋がる借換保証や条件変更などを適切に行うことにより、資金繰りの円滑化を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新規事業分野への進出や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業者に対しては、茨城県新分野進出等支援融資を活用し、事業再構築に必要な資金を提供します。
- ② 事業が軌道に乗るまで資金調達を行いにくい創業者や、環境の変化などによる影響を受けやすい小規模事業者に対しては、創業関係保証や小口零細企業保証などを活用しながら、企業の成長や持続的発展を支え、地域の活性化を図っていきます。また、平成31年4月に創設された農業ビジネス保証についても引き続き推進します。
- ③ 低金利で保証料補助等がある県の融資制度や市町村金融制度は、中小企業者の資金調達コストの軽減が図れることから、積極的に活用し、事業の発展や生産性向上への取り組みに繋げていきます。また、併せて、創業者や新分野への進出、設備投資を対象にした融資制度については、当協会においても保証料の割引を実施し、より使い易い制度として利用の促進を図っていきます。

## (2) 中小企業者の実情に応じた適正保証の推進と利便性の向上

- ① 現地調査を積極的に行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者のニーズを的確に把握するとともに、財務内容だけでなく、事業内容や成長可能性を適切に評価する事業性評価についても取り組み、適正保証の推進に努めます。
- ② 各種課題に取り組む中小企業者の資金需要に柔軟に対応するため、県や市町村、金融機関と意見交換や協議を行い、県借換融資における借換回数制限の撤廃や、県新分野進出等支援融資の信用保証料補助拡充の継続など、既存の融資制度の見直しにより利便性を高めていきます。  
さらに、政府において検討が進められている、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む中小企業者に対する保証制度に対応した県融資制度の創設や、経営改善サポート保証の据置期間の延長に伴う県再生支援融資の改正についても働きかけを行います。
- ③ 信用保証委託申込書・信用保証依頼書の押印廃止や電子保証書交付サービスの導入など、中小企業者や金融機関などの保証利用者の目線で業務の改善を行い、保証申込に係る事務手続き等の改正について、中小企業者及び関係機関への周知に努めます。

## (3) 金融機関との連携強化

- ① 中小企業者の経営改善や生産性向上に資する取り組みを一体となって後押しできる連携を強化するため、金融機関本部・営業店との階層別情報交換会や意見交換会を実施し、中小企業支援についての共通認識を深めていきます。
- ② 金融機関の融資に際しては、中小企業者の実態に応じて、プロパー融資（信用保証なしの融資）と信用保証付き融資の適切な役割分担を行っていくという観点から、協調融資を推進するとともに、融資後の期中管理・経営支援が十分に実施されるよう連携して進めていきます。
- ③ 経営者保証を不要とする融資の取り扱いについては、個別の中小企業者に対する支援方針などを金融機関と協議しながら、「経営者保証に関するガイドライン」(※)の適切な運用を図っていきます。  
(※)「経営者保証に関するガイドライン」：平成26年2月から適用された「経営者保証」に依存しない保証契約のあり方などを示した準則。

#### (4) 中小企業支援機関との連携強化

- ①事業承継に課題を抱える先に対して経営相談グループによる訪問を行い、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し「経営支援強化促進補助事業」(以下、「経営支援事業」という。)を活用した外部専門家派遣等により、企業の将来に対する相談に応じるとともに、円滑な事業承継を金融面からも支援します。  
また、「茨城県中小企業支援ネットワーク会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への支援等について情報交換を行うとともに、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の中小企業者のライフステージに応じた支援について参加機関と情報共有を図り、連携体制の強化に努めます。
- ②茨城県産業会館内の中小企業支援団体と締結した「産業会館産業支援団体間における事業連携に関する協定書」に基づき、連携の強化を図るとともに、産業会館産業支援団体連絡会議を定期的に行いながら、連携事業に取り組んでいきます。
- ③金融機関とビジネスフェアやビジネスマッチングを共催し、中小企業者のビジネスチャンスを創出するほか、他の関係機関が主催するビジネスフェアなどの中小企業支援事業にも積極的に協力し、販路開拓や事業の拡大などを後押しします。

#### (5) 創業支援の充実

- ①創業予定者や業歴1年程度の創業者に対して、外部専門家などを活用しながら、創業予定者へのアドバイスから創業後のフォローアップまで包括的な支援を行います。特に、事業のスタートアップ時のサポートについては、積極的に取り組んでいきます。
- ②県、市町村、関係機関が主催するセミナーや相談会に当協会職員を派遣するなど、ネットワーク体制による創業支援を強化するとともに、本年度も「経営支援事業」を活用して、創業計画の策定支援等を行います。
- ③創業予定者向けのセミナーに加えて、創業後のフォローアップセミナーを開催し、創業者の事業継続を支援します。
- ④昼間の創業相談窓口に加え、事前予約制の夜間相談窓口を引き続き設置します。

### (6) 経営改善支援・再生支援の取り組み強化

- ①新型コロナウイルス感染症の影響等により返済緩和などの条件変更を繰り返している先を中心に、ニーズに応じた専門家を派遣するなど、経営改善支援を積極的に実施します。また、茨城県中小企業再生支援協議会が実施する「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール」を利用した先のモニタリングを行うなど、関係機関と連携しながら支援を強化します。
- ②今後は、事故・延滞の増加も懸念されることから、企業の資金繰り悪化を早期に把握し、専任者によるきめ細かな期中支援を行うほか、延滞の拡大が懸念される先については、条件変更や借換保証等を行うことにより、資金繰りの改善を促します。
- ③認定支援機関（国が認定する金融機関、外部専門家等の支援機関）と連携し、経営改善計画書の策定について、国の「経営改善計画策定支援事業」を活用して支援するとともに、同事業における中小企業者の費用負担部分への当協会の一部費用補助を継続実施します。  
また、複数の金融機関と取引のある中小企業者への支援方針の調整に際して、当協会が事務局となる経営サポート会議を活用し、金融機関の迅速な方針決定を促していきます。  
さらに、経営改善サポート保証や伴走支援型特別保証等による金融支援についても積極的に対応していきます。
- ④抜本的な再生支援が必要と判断される先に対して、金融機関・企業の意向を確認の上、茨城県中小企業再生支援協議会等の各種再生スキームを活用した最適な再生計画の策定と、計画内容の実現について、当協会として能動的に役割を果たしていきます。また、再生計画策定後のフォローアップについても、積極的に行っていきます。
- ⑤中小企業者からの経営相談や金融機関の紹介を含めた金融相談に対応するため、引き続きベテラン職員による経営相談窓口を設置します。
- ⑥外部専門家の派遣について、専門家派遣先へのアンケートを行い、定量的な効果検証の試行・準備を行います。

### (7) 経営資源の充実

- ①長期的計画に沿って職員を採用し、課題別や階層に応じた効果的な内外研修を実施することで、中小企業者に寄り添い、的確な支援策を提案できる人材を育成していきます。また、職員が能力を最大限発揮できるよう、各人の特性把握に努め、適宜適切なアドバイスや適所に適材を配置していくことなどにより、働き易く活力のある組織作りに取り組んでいきます。

- ② ICTの積極活用や内部事務の簡略化により効率的な業務運営を行うことで、残業時間を削減して職員のワークライフバランスを推進するとともに、人的資源を経営支援業務などに重点的に配置し、中小企業者により良質なサービスを提供します。

#### (8) コンプライアンスおよび危機管理の態勢強化

- ① コンプライアンスとは「法令の遵守」にとどまらず、「公的機関として社会の要求・期待を満たすもの」でもあるという共通意識の浸透と、コンプライアンスの態勢強化を図るため、内外研修を反復継続して行います。また、検査部門による検査を各部署に実施し、適正な業務運営に努めるとともに、個人情報管理の徹底のため、個人データの取り扱いに関する点検及び検査を定期的に行います。
- ② 危機管理については、近年深刻な自然災害が頻発していることを踏まえ、不測の事態に直面した際に中小企業金融のセーフティネットとしての役割を充分果たすため、「事業継続計画」の管理、周知および実行性を高めるための訓練を行い、危機管理の態勢強化を図ります。特に令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な状況にあることから、職場内における感染予防や、感染者等が発生した場合には対応マニュアルを迅速に実践することで、職場内における感染拡大防止に努めます。

#### (9) 広報活動の充実

- ① 「いばらきクリエイターズハウス（茨城県のコンテンツ産業創造プロジェクト拠点施設）」との連携により制作したイメージキャラクターを活用し、新聞広告やLINEなどの各種媒体を利用して当協会の情報発信を一層強化していきます。また、「水戸ホーリーホック」や「茨城ロボッツ」のオフィシャルパートナーとしての協賛など、地域活性化のための事業などにも積極的に協力することで社会的役割を果たしていきます。
- ② 中小企業者向け情報誌を発行し、各種保証制度や県の中小企業支援施策等を紹介することで、中小企業者の経営力強化を支援します。また、県ホームページ掲載の「中小企業支援施策活用ガイドブック」を製本し、金融機関や商工団体等に提供することで、中小企業者が必要な施策を利用できるよう協力します。

3 事業計画

令和3年度の保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	2, 5 5 0 億円	1 2 4 . 4 %
保証債務残高	7, 4 0 0 億円	1 6 8 . 2 %
代 位 弁 済	1 0 0 億円	1 1 7 . 6 %
回 収	2 3 億円	1 0 0 . 0 %